

令和3年度 ヘルパーステーション一会事業計画（案）

- 1 利用定員 160名未満（月平均利用者数）
- 2 職員定数 常勤5名 登録ヘルパー18名
- 3 事業開始年月日
障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）
平成27年8月1日
移動支援事業
平成27年8月1日
老人等居宅介護事業（訪問介護・予防訪問介護相当サービス）
平成28年4月1日（平成29年10月1日名称変更）
老人等居宅介護事業（訪問型サービスA）
平成28年6月1日（平成29年10月1日名称変更）
老人等居宅介護事業（予防訪問介護相当サービス）
平成30年4月1日
自費サービス（プラスワンサービス）
平成30年4月1日

4 事業運営計画

（1）事業の目的と運営方針

【障害福祉サービス】

〈居宅介護〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定居宅介護の事業は、障害者等につき、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、選択及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

〈重度訪問介護〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排

せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

〈同行援護〉

- ・ 社会福祉法人きまもり会が運営する指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- ・ 事業の実施にあたっては、サービス利用計画（個別支援計画）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うものとする。
- ・ 事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

〈移動支援事業〉

- ・ 社会福祉法人きまもり会が運営する移動支援事業は、市町村地域生活支援事業の一つとして位置付けられている。
- ・ この事業は屋外での移動が困難な障害者等について、以下に掲げる外出の支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とする。
 - （1）社会生活上必要不可欠な外出
 - （2）余暇活動等の社会参加のための外出
 - （3）その他自立のための訓練など、特に所長が必要と認めた外出
- ・ 事業内容としては、以下に掲げる支援を行う。
 - （1）個別支援型：個別支援が必要なものに対する1対1の支援
 - （2）グループ支援型：複数の障害者等への同時支援、屋外でのグループワーク及び同一の目的地、又は同一のイ

ベントへの複数人の同時参加の際の支援

【老人等居宅介護】

〈訪問介護〉

- ・訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。

身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービスを行う。

生活援助とは身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行う。

〈予防訪問介護相当サービス〉

- ・訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とする。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

〈訪問型サービスA〉

- ・訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、家事全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

【自費サービス】

〈プラスワンサービス〉

- ・プラスワンサービスは、利用者が介護保険、障害者総合支援法との併用(Aプラン)、またはケアプラン及びサービス等利用計画に沿って(Bプラン)自費サービスとして提供する。

5 利用者の処遇（支援内容）

- ・事業の実施にあたっては、サービス等利用計画書および介護計画書（ケアプラン）に基づき、サービス利用計画（個別支援計画）を作成し、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うものとする。
- ・事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 苦情対応

- ・「社会福祉法人きまもり会 福祉サービスに関する苦情解決規定」に基づき、福祉サービスの提供に対する利用者、保護者及び関係者からの苦情に関しては、その訴えを十分に聞き、苦情の真意を的確に把握し、誠意を持って対応することに努める。
- ・また必要に応じて第三者委員の助言や立会いを求め、利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ることに努める。
 - 苦情解決責任者 愛歩施設長 興柁 精視
 - 苦情受付担当者 管理者 松本 祥明

7 差別および虐待防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 差別・虐待防止責任者 管理者 松本 祥明

8 職員名簿（正規職員のみ記載）

※職員名簿については非公表といたします。